

障害者の日常生活及び社会生活を 総合的に支援するための法律（抜粋）

（都道府県の地域生活支援事業）

第78条（略）

2 都道府県は、前項に定めるもののほか、障害福祉サービス又は相談支援の質の向上のために障害福祉サービス若しくは相談支援を提供する者又はこれらの者に対し必要な指導を行う者を育成する事業その他障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行うことができる。

（都道府県の支弁）

第93条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

- ①（略）
- ② 都道府県が行う地域生活支援事業に要する費用

（国の負担及び補助）

第95条（略）

2 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げるものを補助することができる。

- ①（略）
- ② 第92条及び第93条の規定により市町村及び都道府県が支弁する費用のうち、第92条第6号及び第93条第2号に掲げる費用の100分の50以内